

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について（通知）

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例が、本日付で公布されました。改正内容については下記のとおりですので、管内の学校に対して周知をお願いいたします。

なお、改正内容につきましては、既にご案内している 1 月の退職予定者説明会で説明を行います。

## 記

### 1 改正内容

- (1) 退職者に適用する調整率を 87/100 に引き下げる。
  - ア 調整率 104/100 が適用される職員  
現行 104/100 → 改正後 87/100 (△17/100)
  - イ 調整率 104/100 が適用されない職員  
現行 100/100 → 改正後 87/100 (△13/100)
- (2) 退職時において算定した退職手当の額と比較する平成 18 年改正条例の施行日（平成 18 年 4 月 1 日）の前日に現に退職した理由と同一の理由で退職したと仮定して算定する退職手当の額についても、同様に調整率を引き下げる。

### 2 施行日等

- (1) 施行日  
平成 25 年 3 月 1 日
- (2) 経過措置  
次のとおり経過措置を設ける。

期 間	調整率
平成 25 年 3 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	98/100
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	92/100
平成 27 年 1 月 1 日以降	87/100

※ 1 の (2) の施行日前日額の算定についても、経過措置を準用する。

### 3 参考資料

- 1 退職手当の計算方法
- 2 退職手当の支給率の新旧対照表【別紙 1】【別紙 1 - 1】
- 3 Q & A（問①～問③）
- 4 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 5 職員の退職手当に関する条例等の新旧対照表
- 6 平成 24 年度退職予定者説明会実施要領

# 退職手当の計算方法

1 平成18年4月1日から制度が改正され、退職手当の計算方法が、次のように変わっています。

A：新制度 …… 退職手当額＝基本額【給料月額×退職理由別・勤続年数別支給率】＋ 退職手当調整額

B：旧制度 …… 退職手当額＝給料月額×退職理由別・勤続年数別支給率

また、今回の改正で、上記のうち、A及びBの「退職理由別・勤続年数別支給率」が改正されました。

2 平成18年4月1日の制度改正に伴う経過措置があるため、退職手当額は、

「A：新制度の退職手当額」と「B：旧制度の退職手当額（H18.3.31現在の額）」を比較し、金額の多い方となります。

	A：新制度の退職手当額	B：旧制度の退職手当額(H18.3.31現在の額)
給料月額	退職時の給料月額 (切替えに伴う現給保障額や、教職調整額、給料の調整額を含みます。)  ただし、H18.4.1から経過措置として支給されている給料月額改正前と改正後の差額（現給保障額）は含みません。	H18.3.31現在の給料月額  (教職調整額、給料の調整額を含みます。)
支給率	新制度の支給率（【別紙1】を参照）  (今回、この支給率が改正されました。)	旧制度（H18.3.31現在）の支給率 (【別紙1-1】を参照)  (今回、この支給率が改正されました。)
退職理由	現 に 退 職 し た 理 由	
勤続年数	退職時までの期間	H18.3.31までの期間
休職期間等の除算方法	① 育児休業の終期が平成4年4月1日以降の場合のみ、子が1歳に達した日の属する月までの期間	1/3を除算
	② 育児短時間勤務をした期間	1/2を除算
	③ 休職、育児休業(上記①を除く)、停職等	1/2を除算
	④ 職員組合専従の期間	全期間除算
	除算の対象期間は、月の初日から月の末日までのすべての期間を含む月だけを基に計算します。	
勤奨退職による年齢加算(勤続年数25年以上)	退職年度末の年齢による割増率 (退職時の年齢が50歳以上の場合、60歳と退職時の年齢との差に相当する年数1年につき2%を乗じた率)	H18.3.31の年齢による割増率 (H18.3.31の年齢が50歳以上の場合、60歳とH18.3.31の年齢との差に相当する年数1年につき2%を乗じた率)
退職手当調整額	職員の区分(第1号～第8号区分)に応じて定められた額のうち、最も多いものから順に、第1位から第60位までの額を合計した額	制度なし

# 退職手当支給率の新旧対照表

【別紙1】

区分 勤続 年数	定年・勤奨等		自己都合		整理・公務死傷病		勤務公署移転等		公務外傷病その他	
	~H25.2.28 H25.12.31	H25.3.1~ H26.12.31	~H25.2.28 H25.12.31	H26.1.1~ H26.12.31	~H25.2.28 H25.12.31	H26.1.1~ H26.12.31	~H25.2.28 H25.12.31	H26.1.1~ H26.12.31	~H25.2.28 H25.12.31	H26.1.1~ H26.12.31
1	1.00000	0.98000	0.60000	0.58800	0.52200	1.30500	1.25000	1.15000	1.08750	0.98000
2	2.00000	1.96000	1.20000	1.17600	1.04000	2.61000	2.50000	2.30000	2.17500	1.96000
3	3.00000	2.94000	1.80000	1.76400	1.56600	3.91500	3.75000	3.45000	3.26250	2.94000
4	4.00000	3.92000	2.40000	2.35200	2.08800	5.22000	5.00000	4.60000	4.35000	3.92000
5	5.00000	4.90000	3.00000	2.94000	2.76000	6.52500	6.25000	5.75000	5.43750	4.90000
6	6.00000	5.88000	3.60000	3.52800	3.32000	7.83000	7.50000	6.90000	6.52500	5.88000
7	7.00000	6.86000	4.20000	4.11600	3.65400	9.13500	8.75000	8.05000	7.61250	6.86000
8	8.00000	7.84000	4.80000	4.70400	4.17600	10.44000	10.00000	9.20000	8.70000	7.84000
9	9.00000	8.82000	5.40000	5.29200	4.69800	11.74500	11.25000	10.35000	9.78750	8.82000
10	10.00000	9.80000	6.00000	5.88000	5.22000	13.05000	12.50000	11.50000	10.87500	9.80000
11	13.87500	13.59750	8.80000	8.70240	7.72560	14.48550	13.87500	12.76500	12.07125	10.87800
12	15.25000	14.94500	9.76000	9.56480	8.49120	15.92100	15.25000	14.03000	13.26750	11.95600
13	16.62500	16.29250	10.64000	10.47200	9.25680	17.35650	16.62500	15.29500	14.46375	13.03400
14	18.00000	17.64000	11.52000	11.28960	10.59840	18.79200	18.00000	16.56000	15.66000	14.11200
15	19.37500	18.98750	12.40000	12.15200	11.40800	20.22750	19.37500	17.82500	16.85625	15.19000
16	21.37500	20.94750	15.39000	15.08220	14.15680	21.66300	21.37500	20.94750	18.59625	16.75800
17	23.37500	22.90750	16.83000	16.49340	15.43360	23.09850	23.37500	22.90750	20.33625	18.32600
18	25.37500	24.86750	18.27000	17.90460	16.80840	24.53400	25.37500	24.86750	22.07625	19.89400
19	27.37500	26.82750	19.71000	19.31580	18.13320	25.96950	27.37500	26.82750	23.81625	21.46200
20	30.55000	28.78750	23.50000	23.03000	20.44500	27.40500	30.55000	28.78750	25.55625	23.03000
21	32.63000	30.74750	25.50000	24.99000	22.18500	28.84050	32.63000	30.74750	27.29625	24.49000
22	34.71000	32.70750	27.50000	26.95000	23.92500	30.27600	34.71000	32.70750	29.03625	26.00000
23	36.79000	34.66750	29.50000	28.91000	25.66500	31.71150	36.79000	34.66750	30.77625	27.51000
24	38.87000	36.62750	31.50000	30.87000	27.40500	33.14700	38.87000	36.62750	32.51625	29.02000
25	41.34000	38.95500	33.50000	32.83000	29.14500	34.58250	41.34000	38.95500	34.25625	30.53000
26	43.21200	40.71900	35.10000	34.39800	30.53700	36.14850	43.21200	40.71900	36.14850	32.04000
27	45.08400	42.48300	36.70000	35.96600	31.92900	37.71450	45.08400	42.48300	37.71450	33.55000
28	46.95600	44.24700	38.30000	37.53400	33.32100	39.28050	46.95600	44.24700	39.28050	35.06000
29	48.82800	46.01100	39.90000	39.10200	34.71300	40.84650	48.82800	46.01100	40.84650	36.57000
30	50.70000	47.77500	41.50000	40.67000	36.10500	42.41250	50.70000	47.77500	42.41250	38.08000
31	52.57200	49.53900	42.70000	41.84600	37.14900	43.97850	52.57200	49.53900	43.97850	39.59000
32	54.44400	51.30300	43.90000	43.02200	38.19300	45.54450	54.44400	51.30300	45.54450	41.10000
33	56.31600	53.06700	45.10000	44.19800	39.23700	47.11050	56.31600	53.06700	47.11050	42.61000
34	58.18800	54.83100	46.30000	45.37400	40.28100	48.67650	58.18800	54.83100	48.67650	44.12000
35	59.28000	55.86000	47.50000	46.55000	41.32500	49.59000	59.28000	55.86000	49.59000	45.63000
36	59.28000	55.86000	48.70000	47.72600	42.36900	49.59000	59.28000	55.86000	49.59000	46.14000
37	59.28000	55.86000	49.90000	48.90200	43.41300	49.59000	59.28000	55.86000	49.59000	46.65000
38	59.28000	55.86000	51.10000	50.07800	44.45700	49.59000	59.28000	55.86000	49.59000	47.16000
39	59.28000	55.86000	52.30000	51.25400	45.50100	49.59000	59.28000	55.86000	49.59000	47.67000
40	59.28000	55.86000	53.50000	52.43000	46.54500	49.59000	59.28000	55.86000	49.59000	48.18000
41	59.28000	55.86000	54.70000	53.60600	47.58900	49.59000	59.28000	55.86000	49.59000	48.69000
42	59.28000	55.86000	55.90000	54.78200	48.63300	49.59000	59.28000	55.86000	49.59000	49.20000
43	59.28000	55.86000	57.10000	55.95800	49.67700	49.59000	59.28000	55.86000	49.59000	49.71000
44	59.28000	55.86000	58.30000	57.13400	50.72100	49.59000	59.28000	55.86000	49.59000	50.22000
45	59.28000	55.86000	59.50000	58.31000	51.76500	49.59000	59.28000	55.86000	49.59000	50.73000

退職手当支給率の新旧対照表(平成18年改正条例に係る経過措置関係)

【別紙1-1】

区分 勤続 年数	定年・勲褒等			自己都合			整理・公務死傷病			勤務公署移転等			公務外傷病その他		
	~H25.2.28	H25.3.1 ~ H25.12.31	H26.1.1 ~ H26.12.31	H25.2.28 ~	H25.3.1 ~ H25.12.31	H26.1.1 ~ H26.12.31	~H25.2.28	H25.3.1 ~ H25.12.31	H26.1.1 ~ H26.12.31	~H25.2.28	H25.3.1 ~ H25.12.31	H26.1.1 ~ H26.12.31	~H25.2.28	H25.3.1 ~ H25.12.31	H26.1.1 ~ H26.12.31
年															
1	1,000,000	0,980,000	0,920,000	0,870,000	0,600,000	0,588,000	0,552,000	0,522,000	1,500,000	1,470,000	1,380,000	1,305,000	1,250,000	1,150,000	1,087,500
2	2,000,000	1,960,000	1,840,000	1,740,000	1,200,000	1,176,000	1,104,000	1,044,000	3,000,000	2,940,000	2,760,000	2,610,000	2,450,000	2,300,000	2,175,000
3	3,000,000	2,940,000	2,760,000	2,610,000	1,800,000	1,764,000	1,656,000	1,566,000	4,500,000	4,410,000	4,140,000	3,915,000	3,750,000	3,450,000	3,262,500
4	4,000,000	3,920,000	3,680,000	3,480,000	2,400,000	2,352,000	2,208,000	2,088,000	6,000,000	5,880,000	5,520,000	5,220,000	4,900,000	4,600,000	4,350,000
5	5,000,000	4,900,000	4,600,000	4,350,000	3,000,000	2,940,000	2,760,000	2,610,000	7,500,000	7,350,000	6,900,000	6,525,000	6,250,000	5,750,000	5,437,500
6	6,000,000	5,880,000	5,520,000	5,220,000	4,500,000	4,410,000	4,140,000	3,915,000	9,000,000	8,820,000	8,280,000	7,830,000	7,500,000	6,900,000	6,525,000
7	7,000,000	6,860,000	6,440,000	6,090,000	5,250,000	5,145,000	4,830,000	4,567,500	10,500,000	10,290,000	9,660,000	9,135,000	8,750,000	8,050,000	7,612,500
8	8,000,000	7,840,000	7,360,000	6,960,000	6,000,000	5,880,000	5,520,000	5,220,000	12,000,000	11,760,000	11,040,000	10,440,000	10,000,000	9,200,000	8,700,000
9	9,000,000	8,820,000	8,280,000	7,830,000	6,750,000	6,615,000	6,210,000	5,872,500	13,500,000	13,230,000	12,420,000	11,745,000	11,250,000	10,350,000	9,787,500
10	10,000,000	9,800,000	9,200,000	8,700,000	7,500,000	7,350,000	6,900,000	6,525,000	15,000,000	14,700,000	13,800,000	13,050,000	12,500,000	11,500,000	10,875,000
11	11,000,000	10,870,000	10,212,000	9,657,000	8,880,000	8,702,400	8,169,600	7,756,800	16,650,000	16,317,000	15,318,000	14,485,500	13,875,000	12,765,000	12,071,250
12	12,200,000	11,950,000	11,224,000	10,614,000	9,760,000	9,564,800	8,979,200	8,491,200	18,300,000	17,934,000	16,836,000	15,921,000	15,250,000	14,030,000	13,267,500
13	13,300,000	13,034,000	12,236,000	11,571,000	10,640,000	10,427,200	9,788,800	9,256,800	19,950,000	19,551,000	18,354,000	17,356,500	16,625,000	15,295,000	14,463,750
14	14,400,000	14,112,000	13,248,000	12,528,000	11,520,000	11,289,600	10,598,400	10,022,400	21,600,000	21,168,000	19,872,000	18,792,000	18,000,000	16,560,000	15,660,000
15	15,500,000	15,190,000	14,260,000	13,485,000	12,400,000	12,152,000	11,408,000	10,788,000	23,250,000	22,785,000	21,390,000	20,227,500	19,375,000	17,825,000	16,856,250
16	16,600,000	16,260,000	15,272,000	14,442,000	13,280,000	13,014,400	12,217,600	11,553,600	24,900,000	24,402,000	22,908,000	21,663,000	20,750,000	19,090,000	18,052,500
17	17,700,000	17,346,000	16,284,000	15,399,000	14,160,000	13,876,800	13,027,200	12,319,200	26,550,000	26,019,000	24,426,000	23,098,500	22,125,000	20,355,000	19,248,750
18	18,800,000	18,424,000	17,296,000	16,356,000	15,040,000	14,739,200	13,836,800	13,084,800	28,200,000	27,636,000	25,944,000	24,534,000	23,500,000	21,620,000	20,445,000
19	19,900,000	19,502,000	18,308,000	17,313,000	15,920,000	15,601,600	14,646,400	13,850,400	29,850,000	29,253,000	27,462,000	25,969,500	24,875,000	22,885,000	21,641,250
20	27,300,000	25,725,000	24,150,000	22,837,500	21,000,000	20,580,000	19,320,000	18,270,000	32,760,000	30,870,000	28,980,000	27,405,000	27,300,000	24,150,000	22,837,500
21	28,860,000	27,195,000	25,530,000	24,142,500	22,200,000	21,756,000	20,424,000	19,314,000	34,632,000	32,634,000	30,636,000	28,971,000	28,860,000	25,530,000	24,142,500
22	30,420,000	28,665,000	26,910,000	25,447,500	23,400,000	22,920,000	21,528,000	20,358,000	36,504,000	34,398,000	32,292,000	30,537,000	30,420,000	26,910,000	25,447,500
23	31,980,000	30,135,000	28,290,000	26,752,500	24,600,000	24,108,000	22,632,000	21,402,000	38,376,000	36,162,000	33,948,000	32,103,000	31,980,000	28,290,000	26,752,500
24	33,540,000	31,605,000	29,670,000	28,057,500	25,800,000	25,284,000	23,736,000	22,446,000	40,248,000	37,926,000	35,604,000	33,669,000	33,540,000	29,670,000	28,057,500
25	42,120,000	39,690,000	37,260,000	35,235,000	33,750,000	33,075,000	31,050,000	29,362,500	43,120,000	39,690,000	37,260,000	35,235,000	35,100,000	31,050,000	29,362,500
26	43,992,000	41,454,000	38,916,000	36,801,000	35,250,000	34,545,000	32,430,000	30,667,500	43,992,000	41,454,000	38,916,000	36,801,000	36,660,000	32,430,000	30,667,500
27	45,864,000	43,218,000	40,572,000	38,367,000	36,750,000	36,015,000	33,810,000	31,972,500	45,864,000	43,218,000	40,572,000	38,367,000	38,220,000	33,810,000	31,972,500
28	47,736,000	44,982,000	42,228,000	39,933,000	38,250,000	37,485,000	35,190,000	33,277,500	47,736,000	44,982,000	42,228,000	39,933,000	39,780,000	35,190,000	33,277,500
29	49,608,000	46,746,000	43,884,000	41,499,000	39,750,000	38,955,000	36,570,000	34,582,500	49,608,000	46,746,000	43,884,000	41,499,000	41,340,000	36,570,000	34,582,500
30	51,480,000	48,510,000	45,440,000	43,065,000	41,250,000	40,425,000	37,950,000	35,887,500	51,480,000	48,510,000	45,440,000	43,065,000	42,900,000	37,950,000	35,887,500
31	53,040,000	49,980,000	46,920,000	44,370,000	42,500,000	41,650,000	39,100,000	36,975,000	53,040,000	49,980,000	46,920,000	44,370,000	44,200,000	39,100,000	36,975,000
32	54,600,000	51,450,000	48,300,000	45,675,000	43,750,000	42,875,000	40,250,000	38,062,500	54,600,000	51,450,000	48,300,000	45,675,000	45,500,000	40,250,000	38,062,500
33	56,160,000	52,920,000	49,680,000	46,980,000	45,000,000	44,100,000	41,400,000	39,150,000	56,160,000	52,920,000	49,680,000	46,980,000	46,800,000	41,400,000	39,150,000
34	57,720,000	54,390,000	51,060,000	48,285,000	46,250,000	45,325,000	42,550,000	40,237,500	57,720,000	54,390,000	51,060,000	48,285,000	48,100,000	42,550,000	40,237,500
35	59,280,000	55,860,000	52,440,000	49,590,000	47,500,000	46,550,000	43,700,000	41,325,000	59,280,000	55,860,000	52,440,000	49,590,000	49,400,000	43,700,000	41,325,000

## 〈退職手当Q&A〉

【問①】平成24年12月議会で「職員の退職手当に関する条例」が改正され、退職する時期によって、退職手当額が異なってくるのですが、どれくらいの額になるのですか？

【答①】退職手当額は、退職する時期だけでなく、退職理由や、退職時の年齢、勤続年数、給料月額などによって大きく異なってきますので、一律的に答えすることはできません。

そこで、次の一定の条件で、退職手当額が、どれくらいになるのか試算してみましたので、参考にしてください。

〈条件〉教諭で退職し、退職理由は「定年」、勤続年数は「35年」、退職時の給料は「415,600円」、給料の調整額は「支給なし」とします。

また、旧制度によるH18.3.31現在の退職手当と比較せず、現の退職日の退職手当が、H18.3.31の額より高いとした場合で行います。

退職日		~H25.2.28	H25.3.1~ ~H25.12.31	H26.1.1~ ~H26.12.31	H27.1.1~		
		H25.2.28	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31		
退職理由		定年	定年	定年	定年		
退職時の年齢(歳)		60	60	60	60		
勤続年数(年)		35	35	35	35		
退職時の給料月額(円)		① 415,600	415,600	415,600	415,600		
給料月額の加算	教職調整額	② 104%	104%	104%	104%		
	給料の調整額	③ 0	0	0	0		
	勸奨退職の割増	④ 100%	100%	100%	100%		
支給率(【別紙1】を参照)		⑤ 59.28000	55.86000	52.44000	49.59000		
退職手当基本額(円未満切捨て) (①×②+③)×④×⑤		⑥ 25,622,238	24,144,032	22,665,826	21,433,988		
退職手当調整額(円)	調整額区分	調整月額	月数				
	第1号区分	50,000					
	第2号区分	45,850	0	0	0	0	0
	第3号区分	41,700	0	0	0	0	0
	第4号区分	33,350	0	0	0	0	0
	第5号区分	25,000	60	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
	第6号区分	20,850	0	0	0	0	0
	第7号区分	16,700	0	0	0	0	0
	第8号区分	0	0	0	0	0	0
計(60月)			⑦	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
退職手当額(円) ⑥+⑦		A	B	C	D		
		27,122,238	25,644,032	24,165,826	22,933,988		

B÷A	94.5%	B-A	▲ 1,478,206
C÷A	89.1%	C-A	▲ 2,956,412
D÷A	84.6%	D-A	▲ 4,188,250
C÷B	94.2%	C-B	▲ 1,478,206
D÷C	94.9%	D-C	▲ 1,231,838

【問②】 私は、S30.7.3生まれで、大学卒業後、S56.4.1に小学校教諭に採用され(期限付講師歴は無し)、H19～22年度まで教頭(管理職手当43,700円)、23年度～校長(管理職手当52,100円)を務め、現在、給料月額H(小学校・中学校等教育職給料表)4級24号給(月額446,500円)です。  
 なお、休職等はありません。

平成24年12月議会で「職員の退職手当に関する条例」が改正され、退職する時期によって、退職手当額が異なってくるとのことですが、私の場合、どうなるのでしょうか？

【答②】 退職手当額は、退職する時期だけでなく、退職理由や、退職時の年齢、勤続年数、給料月額などによって大きく異なってきますので、一律的にお答えすることはできません。

そこで、次の一定の条件で、退職手当額が、どれくらいになるのか試算してみましたので、参考にしてください。

<条件> 現在の校長職のままで、休職等もなく退職し、退職理由は「勸奨」又は「定年」、今後、給与制度の改正がなく、あなたの昇給区分はⅢ<良好>(55歳以上なので2号給)とします。

また、旧制度によるH18.3.31現在の退職手当と比較せず、現の退職日の退職手当が、H18.3.31の額より高いとした場合で行います。

退職日	H25.3.1～		H26.1.1～		H27.1.1～							
	H25.12.31	H25.3.31	H26.12.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31						
退職理由	勸奨		勸奨		勸奨							
退職時の年齢(歳)	57		58		59							
勤続年数(年)	32		33		34							
退職時の給料月額(円)	①	H4-24 446,500	H4-26 449,100	H4-28 451,700	H4-30 454,200							
給料月額の加算	教職調整額	②	100%	100%	100%	100%						
	給料の調整額	③	0	0	0	0						
	勸奨退職の割増	④	106%	104%	102%	100%						
支給率(【別紙1】を参照)	⑤	51.30300	49.81800	48.67650	49.59000							
退職手当基本額(円未満切捨て) (①×②+③)×④×⑤	⑥	24,281,196	23,268,194	22,426,918	22,523,778							
退職手当調整額(円)	調整額区分	調整月額	月数	月数	月数	月数						
	第1号区分	50,000										
	第2号区分	45,850	0	0	0	0						
	第3号区分	41,700	0	0	0	0						
	第4号区分	33,350	24	800,400	36	1,200,600	48	1,600,800	60	2,001,000		
	第5号区分	25,000	36	900,000	24	600,000	12	300,000	0	0		
	第6号区分	20,850	0	0	0	0	0	0	0			
	第7号区分	16,700	0	0	0	0	0	0	0			
	第8号区分	0	0	0	0	0	0	0	0			
計(60月)	⑦	60	1,700,400	60	1,800,600	60	1,900,800	60	2,001,000			
退職手当額(円) ⑥+⑦	A	25,981,596		B	25,068,794		C	24,327,718		D	24,524,778	

B÷A	96.5%	B-A	▲ 912,802
C÷A	93.6%	C-A	▲ 1,653,878
D÷A	94.4%	D-A	▲ 1,456,818
C÷B	97.0%	C-B	▲ 741,076
D÷C	100.8%	D-C	197,060

(注) 当然のことですが、定年前に退職した場合には、給料が支給されず、その分、収入が下がります。

今の給料月額と管理職手当だけで年間(446,500円+52,100円)×12月=5,983,200円支給されています。

【問③】 私は、S30.7.3生まれで、大学卒業後のS53.4.1に中学校教諭に採用されて以来、現在まで中学校教諭一筋で勤務しています。現在、給料月額（月額）はH（小学校・中学校等教育職給料表）2級149号給（月額415,600円）です。  
 なお、休職等はありません。

平成24年12月議会で「職員の退職手当に関する条例」が改正され、退職する時期によって、退職手当額が異なってくるとのことですが、私の場合、どうなるのでしょうか？

【答③】 退職手当額は、退職する時期だけでなく、退職理由や、退職時の年齢、勤続年数、給料月額などによって大きく異なってきますので、一律的にお答えすることはできません。

そこで、次の一定の条件で、退職手当額が、どれくらいになるのか試算してみましたので、参考にしてください。

<条件> 教諭職のまま、休職等もなく退職し、退職理由は「勸奨」又は「定年」、今後、給与制度の改正がないとします。また、あなたは最高号級ですので、今後の昇給はありません。

また、旧制度によるH18.3.31現在の退職手当と比較せず、現の退職日の退職手当が、H18.3.31の額より高いとした場合で行います。

退職日		H25.3.1～		H26.1.1～		H27.1.1～				
		H25.12.31		H26.12.31		H27.3.31		H28.3.31		
		H25.3.31		H26.3.31		H27.3.31		H28.3.31		
退職理由		勸奨		勸奨		勸奨		定年		
退職時の年齢（歳）		57		58		59		60		
勤続年数（年）		35		36		37		38		
退職時の給料月額（円）		①	H2-149 415,600	H2-149 415,600	H2-149 415,600	H2-149 415,600	H2-149 415,600	H2-149 415,600	H2-149 415,600	
給料月額の加算	教職調整額	②	104%	104%	104%	104%	104%	104%	104%	
	給料の調整額	③	0	0	0	0	0	0	0	
	勸奨退職の割増	④	106%	104%	102%	100%	100%	100%	100%	
支給率（【別紙1】を参照）		⑤	55.86000	52.44000	49.59000	49.59000	49.59000	49.59000	49.59000	
退職手当基本額（円未満切捨て） ①×②+③×④×⑤		⑥	25,592,674	23,572,459	21,862,667	21,862,667	21,862,667	21,862,667	21,433,988	
退職手当調整額（円）	調整額区分	調整月額	月数	月数	月数	月数	月数	月数	月数	
	第1号区分	50,000								
	第2号区分	45,850	0	0	0	0	0	0	0	
	第3号区分	41,700	0	0	0	0	0	0	0	
	第4号区分	33,350	0	0	0	0	0	0	0	
	第5号区分	25,000	60	1,500,000	60	1,500,000	60	1,500,000	60	1,500,000
	第6号区分	20,850	0	0	0	0	0	0	0	
	第7号区分	16,700	0	0	0	0	0	0	0	
	第8号区分	0	0	0	0	0	0	0	0	
計（60月）		⑦	60	1,500,000	60	1,500,000	60	1,500,000	60	1,500,000
退職手当額（円） ⑥+⑦		A	B		C		D			
			27,092,674		25,072,459		23,362,667		22,933,988	

B ÷ A	92.5%	B - A	▲ 2,020,215
C ÷ A	86.2%	C - A	▲ 3,730,007
D ÷ A	84.7%	D - A	▲ 4,158,686
C ÷ B	93.2%	C - B	▲ 1,709,792
D ÷ C	98.2%	D - C	▲ 428,679

（注）当然のことですが、定年前に退職した場合には、給料が支給されず、その分、収入が下がります。

今の給料月額と教職調整額だけで年間（415,600円+16,624円）×12月=5,186,688円 支給されています。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月27日提出

高知県知事 尾崎 正直

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)の一部を次のように改正する。

附則第26項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第26項」とする。

附則第27項中「36年」を「36年以上42年以下」に改め、「(傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に規定する割合を乗じて得た」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年高知県条例第19号)の一部を次のように改正する。

付則第5項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は新条例附則第17項」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」、「(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)」及び「、新条例第3条から第5条の3まで及び昭和37年条例第51号付則第5項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、付則第6項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に、「36年」を「36年以上42年以下」に改め、「、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに昭和37年条例第51号付則第5項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により



計算した額に前項に規定する割合を乗じて得た」に改め、付則第7項中「、新条例第5条から第5条の3まで及び昭和37年条例第51号付則第5項の規定にかかわらず」を削る。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「44年」を「42年」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「次条第1項において「旧条例」を「以下この項及び次条第1項において「旧条例」に、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年高知県条例第49号）」を「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年高知県条例第49号）」に、「退職手当の額が、新条例」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例」に改め、「附則第8条の規定による改正後の」及び「附則第9条の規定による改正後の」を削る。

附則第9条に見出しとして「（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）」を付し、同条中「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第26項（新退職手当条例附則第28項及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。）及び第27項の規定の適用については、新退職手当条例附則第26項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては「100分の92」とする。

- 3 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例付則第5項（同条例付則第7項においてその例による場合を含む。）及び第6項の規定の適用については、同条例付則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては「104分の92」とする。

新

## 職員の退職手当に関する条例（抜粋）

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

旧

## 職員の退職手当に関する条例（抜粋）

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

## 2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の

## 2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の

規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。附則第35項において同じ。) 以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「変額日」という。) における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定変額前給料月額」という。) が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。附則第35項において同じ。) 以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「変額日」という。) における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定変額前給料月額」という。) が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

## 2 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、当該乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の基本給月額とは、その者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

### 附 則

1～25 略

26 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（昭和48年条例第19号付則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第26項」とする。

27 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和48年条例第19号付則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に規

## 2 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、当該乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の基本給月額とは、その者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

### 附 則

1～25 略

26 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（昭和48年条例第19号付則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

27 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（昭和48年条例第19号付則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、

定する割合を乗じて得た額とする。

28 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（昭和48年条例第19号付則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第26項の規定の例により計算して得られる額とする。

29～35 略

その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

28 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（昭和48年条例第19号付則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第26項の規定の例により計算して得られる額とする。

29～35 略

新 旧 対 照 表  
新 旧

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）

付 則

付 則

1～4 略

1～4 略

（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）

（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）

5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第14項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び付則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第14項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び付則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は新条例附則第17項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3まで及び昭和37年条例第51号付則第5項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷



項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に規定する割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 昭和37年条例第51号付則第5項の規定の適用を受ける職員で付則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、昭和37年条例第51号付則第5項並びに付則第5項から前項まで又は付則第16項の規定にかかわらず、その者につき昭和37年条例第51号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び付則第5項から前項まで又は付則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9～39 略

付則別表（付則第14項、第17項、第34項、第35項関係）  
表 略

病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに昭和37年条例第51号付則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3まで及び昭和37年条例第51号付則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 昭和37年条例第51号付則第5項の規定の適用を受ける職員で付則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、昭和37年条例第51号付則第5項並びに付則第5項から前項まで又は付則第16項の規定にかかわらず、その者につき昭和37年条例第51号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び付則第5項から前項まで又は付則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9～39 略

付則別表（付則第14項、第17項、第34項、第35項関係）  
表 略

新  
旧

対

照  
表  
新  
旧

(第3条関係)

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（抜粋）

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（抜粋）

附 則

附 則

1～11 略

1～11 略

（見なし規定）

（見なし規定）

12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第26項の規定の例により計算して得られる額とする。

12 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第26項の規定の例により計算して得られる額とする。

13 略

13 略

新 旧 対 照 表  
新 旧

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）

附 則

第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次条第1項において「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第29項から第31項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年高知県条例第51号。以下この項及び次条第1項において「条例第51号」という。）付則第5項、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年高知県条例第19号。以下この項及び次条第1項において「条例第19号」という。）付則第5項から第8項まで及び付則第14項並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年高知県条例第49号。以下この項及び次条

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）

附 則

第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（次条第1項において「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第29項から第31項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年高知県条例第51号。以下この項及び次条第1項において「条例第51号」という。）付則第5項、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年高知県条例第19号。以下この項及び次条第1項において「条例第19号」という。）付則第5項から第8項まで及び付則第14項並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年高知県条例第49号。以下この項及び次条第1項において「条

第1項において「条例第49号」という。) 附則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第26項から第28項まで、附則第30項、附則第33項及び附則第34項、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第51号付則第5項、条例第19号付則第5項から第8項まで及び付則第14項並びに条例第49号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(次条第1項において「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

## 2 略

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年高知県条例第51号)の一部を次のように改正する。

略

例第49号」という。) 附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第26項から第28項まで、附則第30項、附則第33項及び附則第34項、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第51号付則第5項、附則第8条の規定による改正後の条例第19号付則第5項から第8項まで及び付則第14項並びに附則第9条の規定による改正後の条例第49号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(次条第1項において「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

## 2 略

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年高知県条例第51号)の一部を次のように改正する。

略

第8条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

略

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

略

第8条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

略

第9条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

略



## 平成24年度退職予定者説明会実施要領

### 1 趣旨

提出書類の作成等具体的な説明を行うことにより、退職後の諸給付及びこれらに関連する事務手続きの円滑化を図る。

### 2 対象者

平成24年度中に退職を予定している方（定年前に退職される者も含む。）

### 3 日時及び会場

期 日	会 場	電話番号	時 間
1月15日（火）	須崎市新町 2-7-15 須崎市立市民文化会館	(0889) 43-2911	受付 12:30 ～13:00
1月18日（金）	四万十市右山五月 8-22 四万十市立中央公民館	(0880) 34-7311	
1月22日（火）	高知市本町 5-6-42 高知会館	(088) 823-7123	説明 13:00 ～17:15
1月24日（木）	安芸市矢ノ丸 3-12 安芸市民会館	(0887) 35-3822	

※ 四万十市会場につきましては駐車場が狭隘なため、乗り合わせや公共交通機関の利用にご協力をお願いします。

※ 会場は自由選択とします。

### 4 関係書類の配布

退職手当請求や任意継続組合員・特別会員加入等、県並びに共済組合及び互助会への諸手続きに必要な書類は、会場で配布します。

なお、退職予定者のうち、都合によりどの会場にも出席できなかった方に対して、説明会全日程終了後に該当する所属所を通じて関係書類を送付します。

### 5 持参するもの

#### (1) 認印

退職手当及び任意継続組合員関係の書類は、当日会場で提出いただきますので、本人の認印（銀行届出印でなくても可）を必ず持参してください。

#### (2) 本人の預金通帳の「表紙」及び「表紙の内側」の写し

県費職員の方のみ、退職手当請求書類に振込金融機関・口座番号・名義の確認

資料として添付が必要ですので、次の内容表示を確認のうえ必ず持参してください。

ア「表紙」・・・・・・・・金融機関名・店番号・口座番号等の表示

イ「表紙の内側」・・・・・・・・店名・口座番号・名義等の表示

(3) 組合員証・・・参考資料として(提出不要)

(4) 筆記用具(黒のボールペン及び鉛筆)

(5) メモ用紙

## 6 日程等

説明会日程は次の表のとおりです。

時間	内容	該当する説明内容(退職区分別)								
		県費職員				市町村費職員		大学職員		
		定年	定年外		※ 再任用	定年	定年外	定年	定年外	
			45歳以上	45歳未満					45歳以上	45歳未満
12:30~13:00	受付	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13:00~14:50	年金 任意継続 組合員等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14:50~15:30	退職手当	○	○	○	×	×	×	×	×	×
15:30~15:40	休憩									
15:40~16:40	互助会	○	○	○ 一部	×	×	×	○	○	○ 一部
16:40~17:15	個別質疑 応答									

(注) 表中の「○」・・・出席を要する、「×」・・・出席を要しない

※ 再任用・・・現在、再任用職員(フルタイム勤務)で年度末(平成25年3月31日)に退職される方(任用期間が継続して更新されない方)

### (1) 出席等に関する留意事項

① 市町村費職員及び再任用職員(※)に対する説明は、「任意継続組合員」の説明で終了となります。

(市町村費職員の「退職手当」及び「互助会」の手続等については、該当する市町村が所管しますのでお問い合わせ下さい。)



- ② 県費職員で定年外（45歳未満）の方に対する説明は、「互助会」の退職慰労金に関する説明で終了となります。
  
- ③ 割愛による退職者については、退職に係る書類の提出等を要しないので、説明会への出席は不要です。（異動発表後に、必要書類を該当者宛に直接送付します。）
  
- ④ 市町村費職員及び大学職員のうち、平成24年度末（平成25年3月31日）に現職を退職し、平成25年4月1日から新たにフルタイム勤務の再任用職員となられる方は、説明会への出席は不要です。
  
- ⑤ 定年前に退職される方については、「年金」に関する書類を受付にて配布します。

